

大崎地域広域行政事務組合 非常勤職員募集要項

勤務場所	大崎広域ほなみ園 大崎市三本木南谷地字要害336-1
募集人数	1名
職務内容	児童指導員補助 (障害児(未就学児)への療育補助や通園バスの添乗) ※療育補助・・・園児への食事介助や排泄介助, 着脱介助などの活動補助
勤務時間	午前9時～午後5時 午前8時30分～午後4時30分(バス添乗がある日は出勤時間が30分早まります)
賃金	月額 150,200円
必要資格等	以下のいずれかの資格を有する者 ①保育士 ②地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 ③社会福祉士の資格を有する者 ④精神保健福祉士の資格を有する者 ⑤学校教育法の規定による大学の学部で, 社会福祉学, 心理学, 教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑥学校教育法の規定による大学の学部で, 社会福祉学, 心理学, 教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより, 同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者 ⑦学校教育法の規定による大学院において, 社会福祉学, 心理学, 教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑧外国の大学において, 社会福祉学, 心理学, 教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑨学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者, 同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって, 2年以上児童福祉事業に従事したもの ⑩学校教育法の規定により, 小学校, 中学校, 高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって, 都道府県知事が適当と認めたもの ⑪3年以上児童福祉事業に従事した者であって, 都道府県知事が適当と認めたもの
雇用期間	平成31年4月1日～2020年3月31日
休日	週2日(土・日曜日・祝日)
待遇	通勤手当相当額を割増報酬として支給 社会保険・雇用保険に加入
受付期間	平成31年2月22日(金)から 受付時間: 午前8時30分から午後5時(土, 日曜日, 祝日を除く) 市販の履歴書(写真貼付)を, 大崎地域広域行政事務組合事務局総務課に持参してください。
申込先	〒989-6171 大崎市古川北町三丁目2-20 大崎地域広域行政事務組合 総務課人事厚生係 電話番号:0229-23-2325
面接	面接等については, 別途ご連絡いたします。